

北広島市公共施設等総合管理計画 (骨子案)



平成 28 年 6 月
(令和 8 年 4 月最終改定)

北広島市

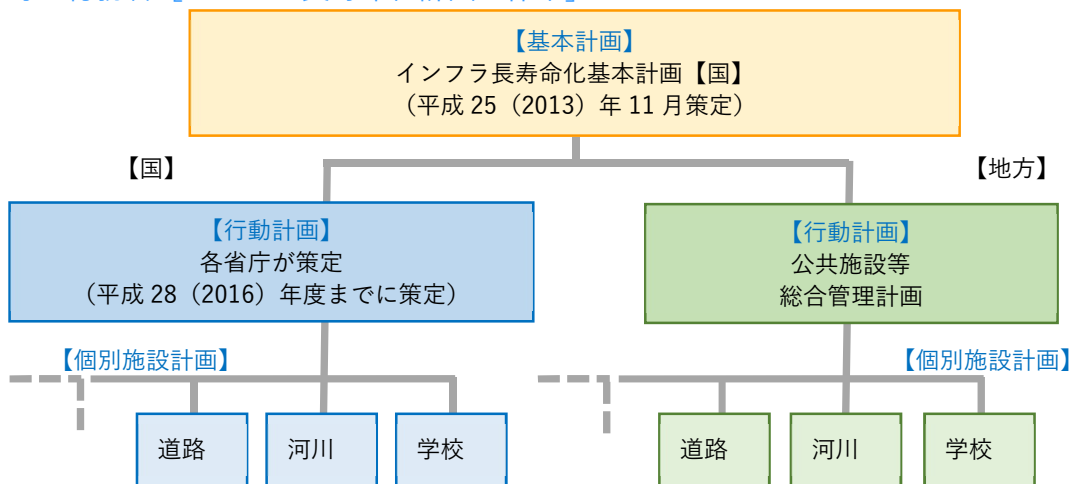
1. 公共施設等総合管理計画策定及び改定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定及び改定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 (2013) 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。

■参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系]



本市が保有する公共建築物の多くは、道営北広島団地の造成を契機とする人口増加期に、公共施設やインフラなどの社会資本が集中的に整備され、現在、その多くは老朽化が進み更新・改修期を迎えています。

こうした公共施設等は、大規模改修や建て替えを行わなければ、市民が安心して利用できなくなる可能性もありますが、厳しい財政状況を鑑みると、すべての施設の改修・更新に要する費用の確保が困難となるため、保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、公共施設等の適正な配置を再検討しなくてはなりません。

今後も持続可能な行財政経営を目指しつつ、社会環境や市民ニーズの変化に的確に対応していくため、既存施設の有効活用や効率的な施設の維持保全を計画的に進める必要があります。

本市の公共施設等の適切な規模や方向性など基本的な方針を整理し、総合的かつ計画的な配置を実現するため「北広島市公共施設等総合管理計画(計画期間 平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度)」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

本計画改定にあたっては、本計画策定以後に整備された施設を追加するとともに、本計画に基づき公共施設の長寿命化等を進めてきた成果と課題を踏まえつつ、国からの要請による公共施設等の各個

別施設計画の内容を反映し、本市の課題でもある「公共施設等の急速な老朽化」に対応すべく、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化を図ることが必要です。

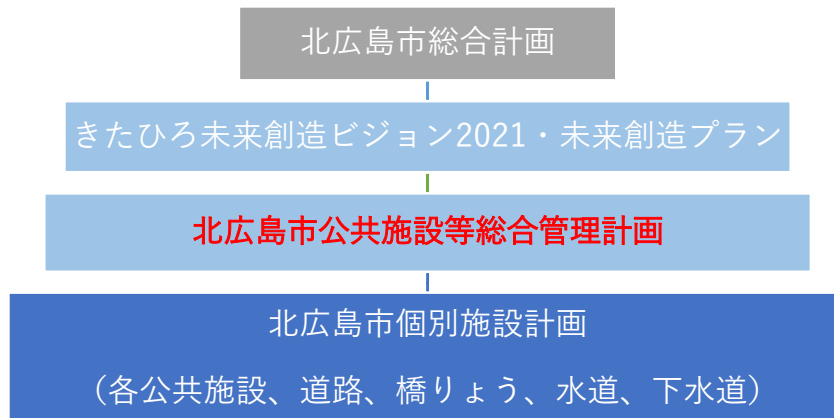
こうした経緯から、本計画は、公共施設等の管理方針の再検討を行いつつ、公共施設等の個別施設計画の見直しを進め、内容を反映させ改定するものです。

（２）公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画は、本市が保有している公共施設等の今後のあり方についての基本的な方針を示すものであり、令和5（2023）年10月10日付けの総務省通知を踏まえて改定したものととなります。

また、本市の最上位計画である「北広島市総合計画」や「きたひろ未来創造ビジョン2021・未来創造プラン」の基本理念のもと公共施設の管理・運営に係る横断的な計画とします。

■計画の体系



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、本市が保有する全ての公共建築物及びインフラ施設（道路、橋りょう及び上下水道施設）とします。公共建築物については、10 類型に分類しました。

また、インフラ施設については、道路、橋りょう、水道、下水道の4 類型を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

	大分類	中分類	主な施設
公共建築物	市民文化系施設	集会施設、文化施設	地区会館、集会所、芸術文化ホールなど
	社会教育系施設	図書館、公民館	図書館、公民館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設	体育館、プール、レクの森、キャンプ場
	学校教育系施設	学校、その他教育施設	小学校、中学校、給食調理場、みらい塾
	子育て支援施設	幼保・こども園、幼児・児童施設	保育園、学童クラブ、児童センター
	行政系施設	庁舎等、消防施設、その他行政系施設	市役所、消防本部、消防団詰所、防災センター など
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	公園	公園	管理棟
	供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター、アクア・バイオマスセンター など
	その他	その他	葬祭場、排水機場 など
インフラ施設	道路		1 級市道、2 級市道、その他の市道 など
	橋りょう		PC 橋、RC 橋、鋼橋 など
	水道		水道管
	下水道		管渠

(2) 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

今後、上位・関連計画の改定や社会環境の変化などに応じて、適宜見直しを行っていきます。



II

これまでの公共施設マネジメントの取組

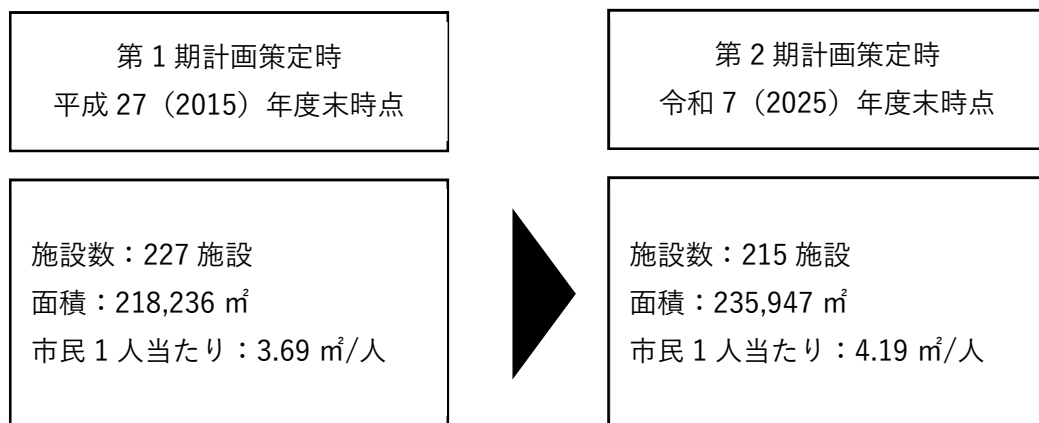
1. 施設保有量の推移

平成 28 (2016) 年度の第 1 期計画策定時における本市の公共建築物の保有量は 227 施設 218,236 m²でした。

令和 7 (2025) 年度末 (令和 8 (2026) 年 3 月 31 日) 現在での保有量は 215 施設 235,947 m²となっており、施設数は減少しておりますが、面積は約 1.77 万 m² (8.1%) 増加しています。

施設数の減少要因としては、北広島市フレンドリーセンター、北広島市福祉センターの解体や用途廃止した教員管理者住宅の売却などが挙げられます。

面積の増加要因としては、市庁舎、共栄団地、土木事務所、北広島市燃やせるごみ中継施設、北広島市防災食育センターなどの建設が挙げられます。



2. これまでの取組状況

第1期計画における主な取組は以下のとおりです。

年度	施設名	対策（工事）内容
H27～H29	市庁舎	建替え
H28～H29	共栄団地3号棟	建替え
H28	西の里団地集会所	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H28	西の里中学校（屋体）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29～H30	共栄団地4号棟	建替え
H29	大曲ファミリー体育館	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29～H30	東部中学校（校舎）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29	広葉学童クラブ（広葉交流センター内）	改修（移転）
H29	大曲東小学校（屋体）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H29	東部中学校（屋体）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H30～R1	共栄団地5号棟	建替え
H30	東部学童クラブ	新設（移転）
H30～R1	北広島市フレンドリーセンター	解体
H30	北広島東記念館	大規模改修（屋根・外壁・内部）
H30～R1	シルバー活動センター	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R1～R2	大曲中学校（校舎）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R1	北広島市福祉センター	解体
R2～R4	大曲東小学校（校舎）	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R3～R5	北広島市燃やせるごみ中継施設	新設
R3	みどりの里住民集会所	建替え
R3～R5	土木事務所	新設（移転）
R4～R6	北広島市防災食育センター	新設（移転）
R5	緑陽中学校	大規模改修（給水・電気設備）
R6～R7	史跡旧島松駅通所	大規模改修（耐震補強・保存修理）
R6	大曲光の街会館	大規模改修（屋根・外壁・内部）
R7～	ふれあい学習センター	中規模改修（屋根・外壁・内部）

3. 第 1 期計画の総括と第 2 期計画に向けた課題

(1) 第 1 期計画の総括

全国の多くの自治体が「施設の老朽化」と「人口減少・少子高齢化に伴うニーズの変化」という共通の課題に直面しつつも、近年は北海道ボールパーク F ビレッジの開業や駅西口周辺エリアの再開発などという市の大きな転換期を契機として、施設の再編や官民連携といった効率化へ向けた取組みを実施しています。

既存施設の多くは老朽化が進行し、今後一斉に更新時期が到来すると見込まれる中、本計画に基づき、修繕や長寿命化、統廃合等の検討を進めています。

また、限られた財源の中、施設の改修や修繕については、市民サービスの質と持続可能性を最優先に考え、緊急性の高いもの、より効果の大きい施設から優先的に着手していますが、すべての施設を今後も現在と同水準で維持管理することが困難となりつつあります。

今後、より一層進行する施設の老朽化対策として、これまで以上に積極的な取組みが不可欠であり、時代の変化を捉え、すべての施設において必要性を検討していくことが重要となります。

(2) 公共建築物の現状と課題

本市が保有している公共建築物は昭和 40 年代から 50 年代の人口急増期に集中的に建築され、築 40 年以上経過した公共施設も多いことから、今後建替えや大規模改修などの検討をしなくてはなりません。

このような状況の中、施設の改修や修繕に要する経費が増加傾向であるとともに、近年の物価高騰の影響もあり、光熱水費等のランニングコストも高止まりしています。

老朽化した施設すべてを更新または大規模改修するためには莫大な費用が必要であり、これらの財源をどのように確保するかが大きな課題となっています。すべての施設をこれまで通り維持し続けると場合によっては、必要な修繕が先送りされ、劣化がさらに進行する悪循環に陥ることも想定されます。

(3) インフラ施設の現状と課題

インフラ施設は、道路、橋りょう、水道施設、下水道施設、公園があります。

道路のアスファルト舗装の使用目標年数は 10 年、橋りょうの多くは耐用年数が 50 年と言われており、それを過ぎると更新していく必要が生じてきます。

建設後 50 年を経過する高齢化橋梁は令和 7 (2025) 年現在で 27 橋 (29%)、令和 12 (2030) 年で 42 橋 (46%)、令和 22 (2040) 年では 65 橋 (71%) と急速に高齢化が進行します。

今後、これら的高齢化橋梁が一斉に更新時期を迎え、財政負担が膨大となり、効率的・効果的な維持管理の継続が困難となることが予想されることから、これに対応するため、従来の事後保全（対療法的な修繕・架替）から予防保全（計画的な修繕・架替）へ方向転換し、橋梁の長寿命化とコスト

縮減を図る必要があります。

水道施設は法定耐用年数を経過した配水管が増加しています。老朽化が進行している管を優先的に更新していく必要があります。

公共下水道は、事業開始から 50 年経過し、法定耐用年数を超えた管渠が発生しています。「ストックマネジメント計画に」基づき、下水道施設の調査・点検の実施及びその結果を踏まえた適切な優先順位を設定し、老朽化対策を実施していく必要があります。

公園は、開設後 30 年を超える公園・緑地が約 6 割を占めており 10 年後には約 8 割に達する見込みであることから、日常点検や定期点検による確認により施設の安全性を維持するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に改修していく必要があります。

（４）少子高齢化の進行及び人口減少によるニーズの変化

本市は人口減少が続いており、今後もこの傾向は継続することが見込まれ、また、少子高齢化の進行も見込まれています。これらに伴い、公共施設へのニーズの変化が予想され、このような状況変化に合わせた、施設規模の見直しや既存公共施設の活用を通じ、市民ニーズに的確に対応する必要があります。

（５）財政状況への対応

今後、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することが予想されます。こうした厳しい財政状況のなか、公共サービスの管理水準を維持しつつ、運営コストをできる限り抑制することを念頭に、建替えや大規模改修等を行う施設を適切に判断する必要があります。

以上のことから、今後、施設の老朽化が進行し、それに伴い施設の建替えや大規模改修、維持管理費の増大など、大きな財政負担が予想されます。

そのため、施設保有総量の最適化、適切な維持管理と効率的な利活用、長寿命化等に取り組み、計画的かつ効率的に施設を保全し、財源の確保を図ることが必要です。

1. 人口の推移・推計 ※作成中

全体の人口推移・推計

地区別の人口推移・推計

地区別の高齢化率推移・推計

地区別の人口構成
(年少・生産年齢・老年)

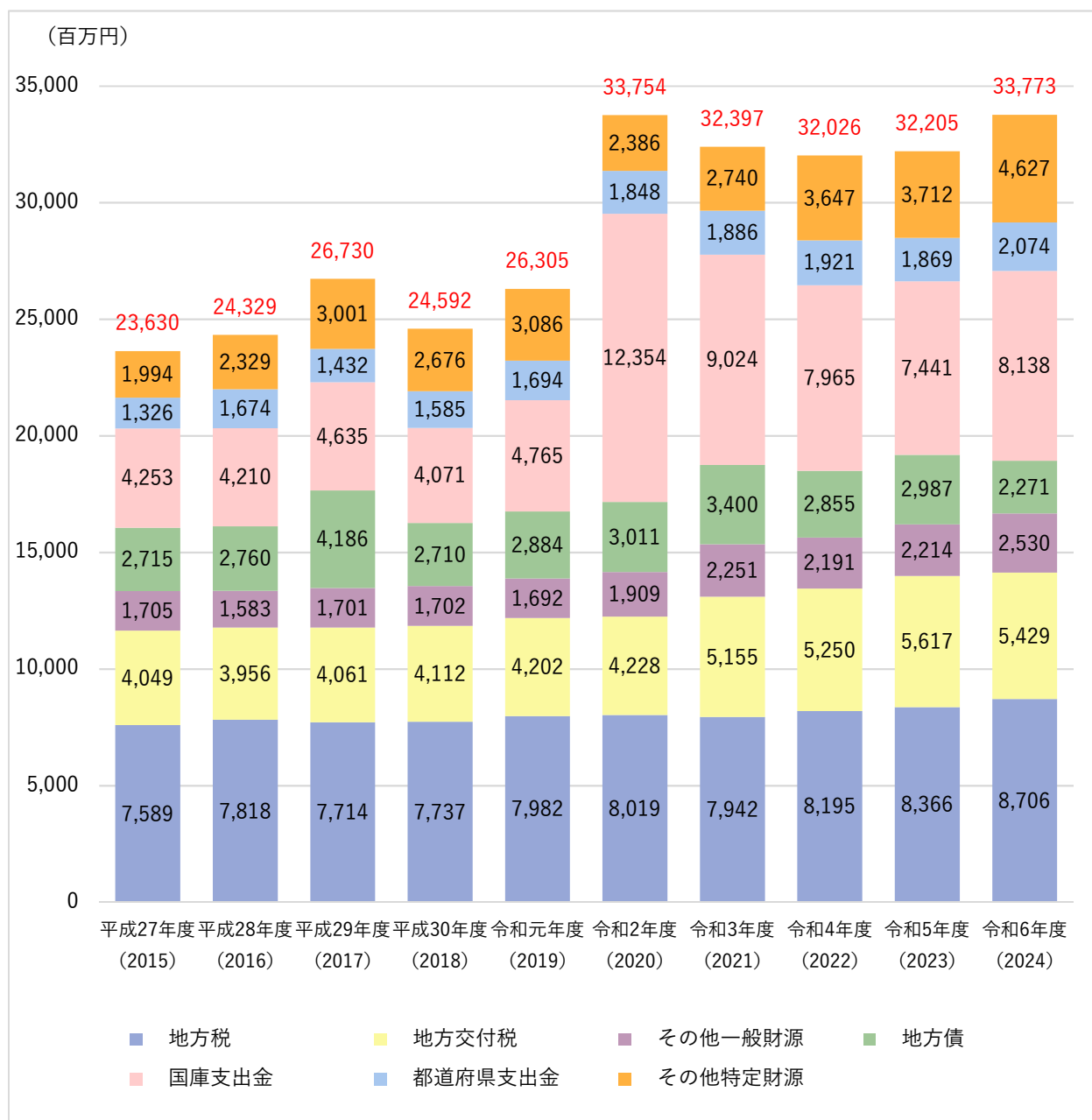
2. 本市の財政状況

(1) 歳入の状況

令和6(2024)年度の歳入の状況をみると、市税(地方税)が約87億円で、地方交付税が約54億円となっています。

歳入において根幹をなす市税の全体的な傾向としては、ゆるやかな景気の回復などにより増収傾向となっています。今後は人口の減少が見込まれますが、個人市民税は横ばい、法人市民税及び固定資産税は駅西口周辺エリアの再開発や新駅周辺整備等により税収増が見込まれ、市税全体としては、増加傾向で推移すると考えられます。

また、一般財源総額は、市税や地方交付税等の増のほか、税率改定に伴う地方消費税交付金の増の影響などにより、年々増加傾向となっています。



(2) 歳出の状況

令和6(2024)年度の歳出の状況をみると、投資的経費が約60億円で、維持補修費が約1億円、扶助費は増加傾向にあり約79億円となっています。

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)は、民間企業での賃上げを反映した給与の増や、会計年度任用職員制度の導入、高齢化の進行、ボールパーク構想の推進に伴うインフラ整備の実施などの影響により増加傾向で推移しています。

その他の経費についても、公共施設の維持管理などの経常的な経費が増加しています。

歳出全体については、少子高齢化の進行による社会保障関連経費の増加が続くと想定されることから、今後も増加傾向が続くものと考えられます。



3. 公共建築物の状況

(1) 本市の公共建築物の保有状況

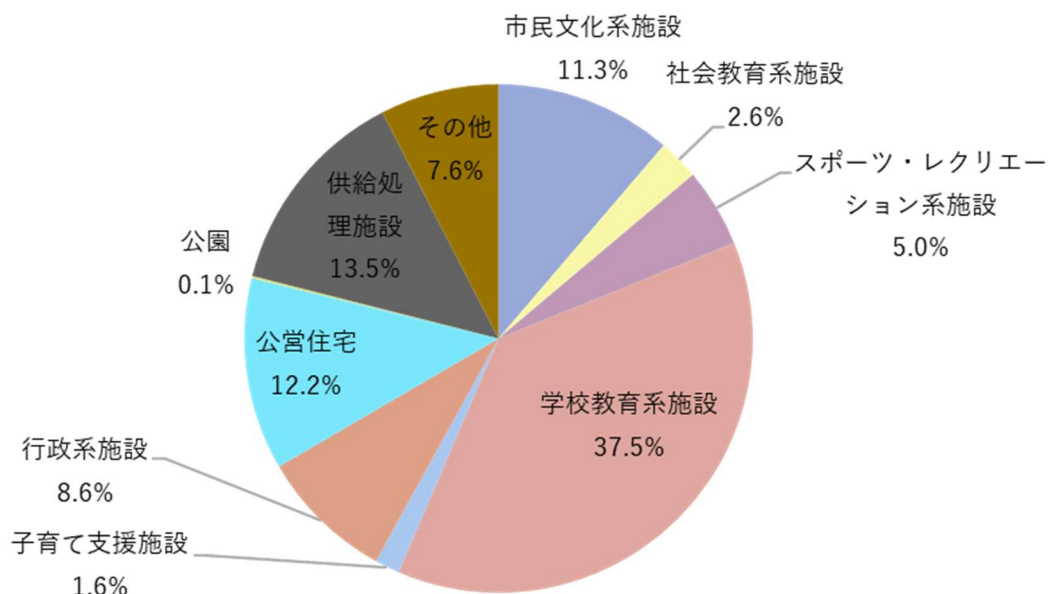
令和6(2024)年度末(令和7(2025)年3月31日)現在の公共建築物の延床面積合計は約23.6万㎡となっており、その面積割合の内訳は、大きい順で学校教育系施設が37.5%、供給処理施設が13.5%、公営住宅が12.2%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共建築物全体で4.19㎡となります。

施設分類	施設数	延床面積 (㎡)	割合 (%)	人口一人当たりの 延床面積 (㎡)
市民文化系施設	56	26,548	11.3%	0.47
社会教育系施設	3	6,136	2.6%	0.11
スポーツ・レクリエーション系施設	13	11,788	5.0%	0.21
学校教育系施設(学校併設体育館含)	32	88,815	37.5%	1.58
子育て支援施設	8	3,709	1.6%	0.07
行政系施設	12	20,244	8.6%	0.36
公営住宅	17	28,820	12.2%	0.51
公園	2	286	0.1%	0.01
供給処理施設	42	31,766	13.5%	0.56
その他	30	17,832	7.6%	0.32
合計	215	235,944	100.0%	4.19

※人口は本市の住民基本台帳人口データによる令和7(2025)年3月末日現在の56,323人を採用。

複合施設については、主たる用途の分類に計上。



公共施設保有状況の道内各市との比較（人口1人当たり延床面積）を見ると、本市は石狩管内（江別市、千歳市、恵庭市、石狩市）において江別市、恵庭市より高く、石狩市、千歳市よりも低い結果となりました。

一般的に、人口の多い少ないに関わらず、必要不可欠な公共施設の機能や需要があるので、人口が少ない自治体では人口1人当たり延床面積が高くなり、人口が多い自治体では人口1人当たり延床面積が低くなる傾向があります。

本市は道内各市と比較し、人口1人当たり延床面積は低位に位置しており、全国類似団体との比較においても人口1人当たり延床面積は少ない結果となっておりますが、今後の人口減少及び財政状況を踏まえ、公共施設の適正水準を検討していく必要があります。

■公共施設保有状況の道内各市及び類似団体との比較（人口1人当たり延床面積）

自治体名	人口 (人)	延べ面積 (㎡)	人口1人 当たり延床 面積 (㎡)	自治体名	人口 (人)	延べ面積 (㎡)	人口1人 当たり延床 面積 (㎡)
札幌市	1,956,928	5,846,281	2.99	網走市	32,846	309,512	9.42
旭川市	320,436	1,212,738	3.78	伊達市	31,822	238,289	7.49
函館市	240,218	1,063,424	4.43	稚内市	30,946	459,966	14.86
苫小牧市	166,846	1,048,861	6.29	名寄市	25,376	284,632	11.22
帯広市	162,460	746,222	4.59	根室市	23,006	229,702	9.98
釧路市	157,519	1,107,696	7.03	紋別市	20,260	251,329	12.41
江別市	118,686	365,839	3.08	富良野市	19,949	209,575	10.51
北見市	111,740	862,240	7.72	美唄市	18,976	206,849	10.90
小樽市	106,507	615,683	5.78	深川市	18,764	206,626	11.01
千歳市	97,999	485,774	4.96	留萌市	18,695	206,629	11.05
室蘭市	76,519	533,540	6.97	士別市	16,869	292,285	17.33
岩見沢市	75,522	525,792	6.96	砂川市	15,520	174,943	11.27
恵庭市	70,354	252,919	3.59	芦別市	11,571	231,511	20.01
石狩市	57,645	249,888	4.33	赤平市	8,741	197,387	22.58
北広島市	56,903	212,562	3.74	三笠市	7,465	260,995	34.96
登別市	44,451	267,016	6.01	夕張市	6,411	444,451	69.33
北斗市	43,660	239,894	5.49	歌志内市	2,668	125,572	47.07
滝川市	37,309	344,856	9.24	類似団体	59,627	257,168	4.31

※令和6（2024）年度公共施設状況調経年比較表（総務省）の行政財産及び普通財産の合計面積を人口で割り、1人当たり延床面積を算出。公共建築物を対象として計上し、道路、橋りょう等のインフラ面積は含んでいない。普通会計ベースのため、市保有資産面積とは一致しない。類似団体は人口55,000人～65,000人の全国の自治体の平均

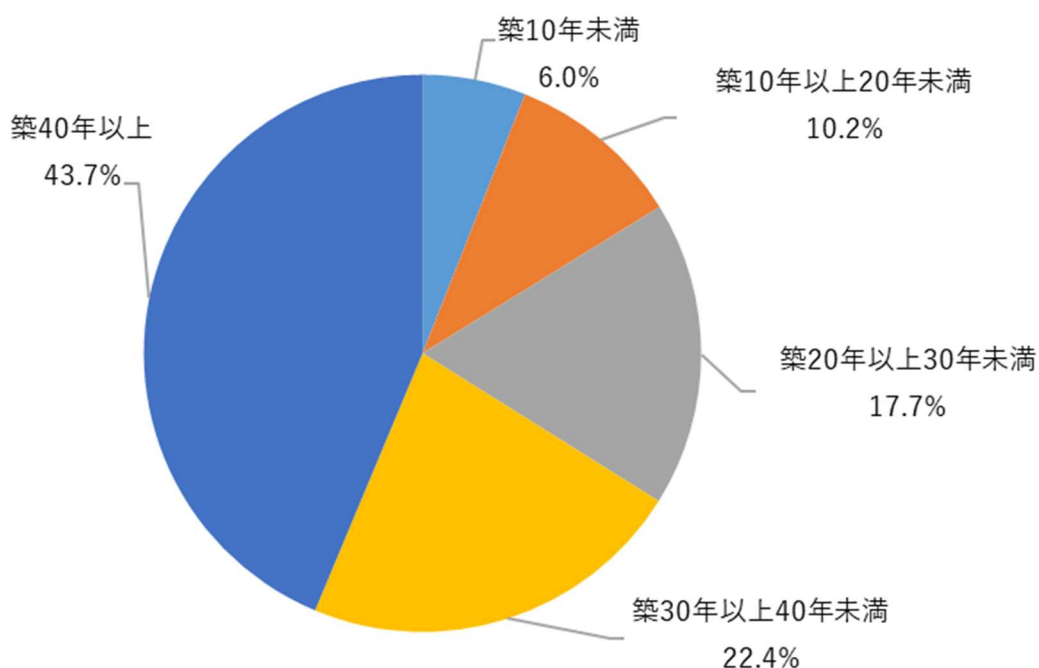
(2) 公共建築物の経過年数状況

公共建築物について、建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設数は全体の33.9%、築年数30年以上の公共施設数は66.1%となります。

特に築40年以上経過した公共施設数は全体の43.7%を占めており、今後大規模改修や建て替えを検討しなくてはならない時期が一斉に到来すると見込まれます。

(単位：施設)

施設分類	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
市民文化系施設	2	2	9	11	32	56
社会教育系施設	0	0	1	0	2	3
スポーツ・レクリエーション系施設	0	1	1	4	7	13
学校教育系施設（学校併設体育館含）	1	1	5	6	19	32
子育て支援施設	1	0	2	1	4	8
行政系施設	2	2	2	3	3	12
公営住宅	3	7	2	4	1	17
公園	0	0	1	0	1	2
供給処理施設	2	9	5	9	17	42
その他	2	0	10	10	8	30
合計	13	22	38	48	94	215
割合	6.0%	10.2%	17.7%	22.4%	43.7%	100.0%



4. インフラ施設の状況

(1) 道路

■道路の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		総延長 (m)	面積 (㎡)
道路	1級市道	67,555.07	1,331,097.53
	2級市道	34,900.40	505,018.89
	その他市道	337,170.95	3,433,372.61
	自転車歩行者道	317,328.77	730,320.14
	合計	756,955.19	5,999,809.17

(2) 橋りょう

■橋りょうの状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		本数
橋りょう（長さ）	15m以上	55
	15m未満	37
	合計	92

(3) 水道

■水道管の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		延長 (m)
水道	送水管	13,990,630
	配水管	423,309,290
	合計	437,299,920

(4) 下水道

■下水道管渠の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類		延長 (m)
下水道	コンクリート管	364,876
	塩ビ管	188,869
	更生管	1,652
	その他	12,077
	合計	567,474

(5) 公園

■公園の状況（令和6（2024）年度末現在）

施設分類	箇所
公園	245

5. 有形固定資産減価償却率の状況

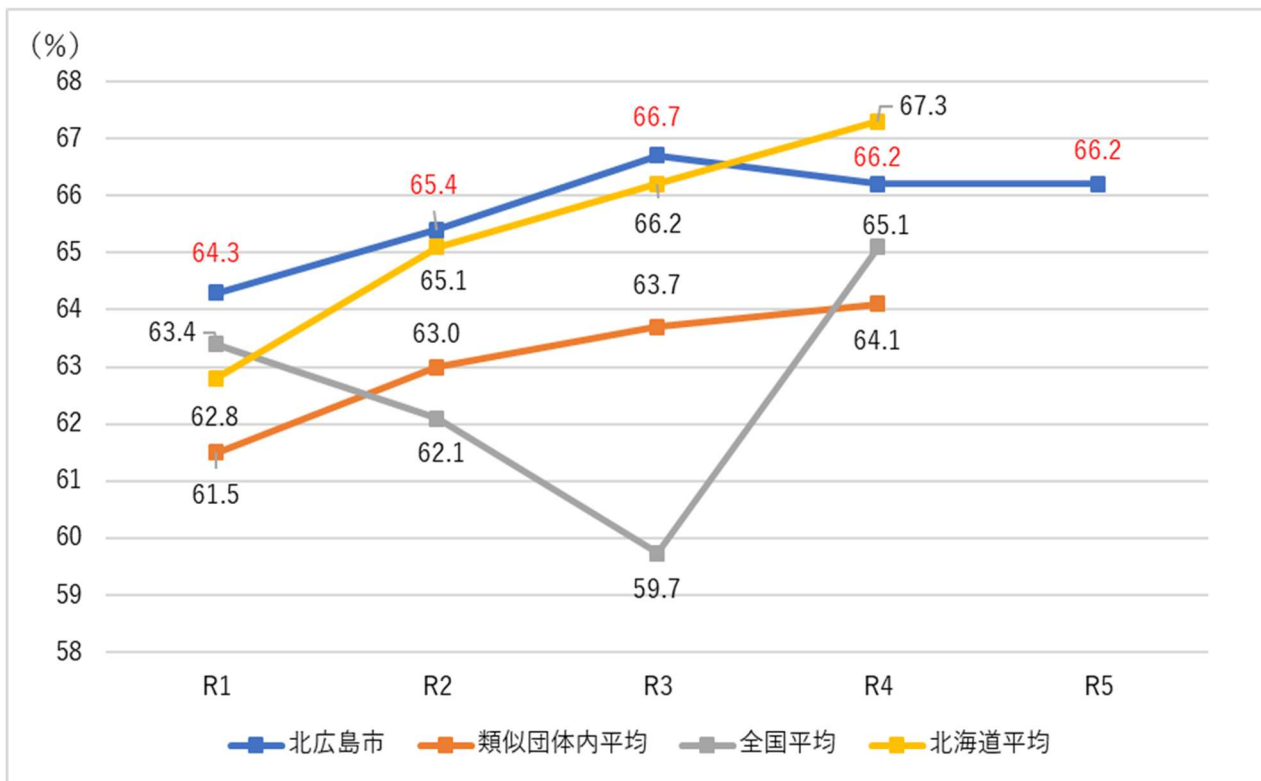
(1) 有形固定資産減価償却率の推移

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合で、資産の経年の程度（資産の老朽化）を示す指標あり、割合が高い程老朽化が進行しているということになります。

本市は、類似団体※内平均値及び全国平均より割合が高く、北海道平均より低い割合となっています。

※類似団体：全国の地方公共団体を財政力や人口規模、産業構造など特定の指標に基づいていくつかのグループに分類した際に、同じグループに属する団体

■有形固定資産減価償却率（一般会計全体）



R5 のデータの公表が年度末のため、公表後差込

※出典:財政状況資料集

IV

公共施設等の基本方針

1. 基本方針

社会情勢、財政状況が一層厳しくなっていくと予想されるこれからの時代に、持続可能な公共サービスや新たに求められる行政サービスを提供し続けるために、公共施設等を『作る・保有する』という観点から、公共施設等を『効果的に活用する・適正に管理する』ことへの転換、重点化が重要となります。

昭和40年代から50年代の人口増加期に集中的に整備された本市の公共施設等は老朽化が進行し、今後すべての施設を維持管理することが困難となります。市民ニーズの変化に合わない施設や、役割を終えた施設がないかなど、現状を検証したうえで、適正水準を見据え、より効果的かつ効率的な施設運営を推進していく必要があります。

本計画では、第1期計画における基本方針を踏まえ、長期的な市民ニーズや社会構造の変化に対応し、持続可能で暮らしやすいまちづくりに資する適正配置を進めるための「5つの基本方針」を定めます。

基本方針①配置の最適化と再編

地域全体を見据え、公共施設の配置を再構成します。

点在する類似機能を持つ施設の集約や老朽化した施設の複合化によりサービス提供の効率化と利用者の利便性の向上を目指します。これにより施設全体の持続可能性と運用効率を高めます。

なお、新規に施設を整備する場合は市民ニーズ、社会的要請、上位計画との整合性を踏まえ、当該機能が既存の公共施設や民間サービスでは代替不可能であること、あるいは代替手段では適切に対応できるか否かを念頭に検討を進めます。

また、人口減少・少子高齢化の進展、産業構造の変化、情報通信技術の発展など、中長期的な社会情勢の変化や将来の行政需要を的確に予測し、これに対応した適正な規模、機能、配置とするとともに、新規施設整備が、地域活性化、防災・減災対策、福祉の充実、子育て支援など、本市の重要施策や重点課題解決にどのように貢献するかといった点にも着目する必要があります。

なお、施設規模については、将来的な利用状況の変化や機能転換に柔軟に対応できるよう、必要最小限の規模とします。

基本方針②未利用資産の有効活用

活用されていないまたは利用頻度の低い公共施設については、売却や利活用方法を検討することにより、新たな価値を創出します。また、未利用資産の有効活用を図ることにより地域の活性化を図り、既存施設への再投資を促進します。

基本方針③PPP(官民連携)の推進

PPP(Public-Private-Partnership)とは、公共施設の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間のノウハウを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るもの

です。PPP は地域経済の活性化に寄与することも期待され、新たな施設整備や大規模な改修を実施する際は「北広島市 PPP 手法導入指針」に基づき民間活力の活用を優先的に検討していきます。

また、全国的にも導入自体が増加傾向にある「公共施設における包括管理※」についても、本市における効果を検討した上で、導入に向けた検討を進めます。

※包括管理：施設毎に行っている様々な施設管理に関する業務をノウハウを持つ包括管理事業者に一括して委託し、管理の適正化や業務の効率化を実現する維持管理手法

基本方針④施設の長寿命化・脱炭素化・ユニバーサルデザイン化の推進

将来にわたり継続して維持していく必要がある公共施設等は、定期的な点検や計画的な修繕等による予防保全を進め、施設の更新時期を平準化します。

また、公共施設等の改修、修繕等を行う際は、脱炭素化に資する取組を進めるとともに、利用者ニーズなどを踏まえ、誰もが安心・安全に利用できる施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を進めます。

基本方針⑤施設評価の実施

施設毎の老朽化状況、維持管理コスト、利用状況といった客観的なデータに基づき、現状を把握し、各施設が抱える課題の特定・分析を行い、施設毎の今後の維持管理方針を定めます。

施設評価は、単に現状を把握するだけでなく、再編・統廃合の判断材料とするとともに、施設を改修する際の優先順位付けにも活用します。

2. 公共施設マネジメントにおける基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。現在行っている法定点検の他、必要に応じ任意の調査、点検を効果的に実施することとします。

その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による損傷の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率や役割、老朽化等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。

なお、実施に当たっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証した上でトータルコストに配慮することとします。

※予防保全型維持管理

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

(参考) 事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。【公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針より】

(3) 安全確保の実施方針

安全確保のため、施設管理者による巡回及び定期点検を実施します。

施設利用状況や災害時の拠点としての必要性等を検討し、対応の優先度を検討します。

市民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や損傷が起きてからの対応が中心でしたが、今後は、利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設について、今後も利用が向上する見込みのない施設かつ老朽化した施設が生じた場合には、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

（４）長寿命化の実施方針

公共施設等の不具合や劣化などに対して、従来のように維持管理・修繕していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況の下では、非常に困難な状況にあります。点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底し、今後も継続的な運用（利用）をする必要がある施設については、計画的な施設の長寿命化を推進します。

地方公会計による財務書類作成の基礎となる固定資産台帳を活用することで改修や更新の時期を明確にします。また、更新等の時期を調整することで財政負担の平準化を図ります。

（５）ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインとは性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものにしていこうとする考え方です。

施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、そのユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

（６）脱炭素化の推進方針

公共施設等の長寿命化や改修の際は、省エネ・再エネ設備の導入促進など施設の脱炭素化に向けた取組を推進していきます。また、本市は令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。

（７）統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、公共施設等の統合や廃止等の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業（サービス）の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。実際の統合や廃止（取り壊し）までの決定については、個別評価を行うなど、現状評価と今後の評価を踏まえ、十分な議論ののちに行います。

（８）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

平成27（2015）年1月23日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。統一的な基準による財務書類等の作成に当たっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報を公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公

会計制度を一体で推進していきます。

(9) 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

本計画に基づき廃止や統廃合が進めば、その後の利活用がされない土地・建物が増加することも考えられます。

このため、未利用資産については、売却処分や貸付等を積極的に進めるとともに、廃止施設については、廃止後の利活用について、廃止を決定する前から検討し、廃止後は速やかに処分できるよう進める必要があります。未利用となっている財産及び今後、用途廃止が予定されている財産については、公共施設等マネジメント検討チーム会議において庁内で共有するとともに処分や利活用について検討します。他の行政目的での利用がない場合は、民間への売却や貸付等の利活用を進めていきます。

(10) 各種計画との連携

公共施設等で提供する市民サービスの内容変更を検討する場合は、市の各種計画との整合を図っていきます。

また、公共施設等で提供する市民サービスは、提供される場所が特定されるため、まちづくりと密接に関係しています。このため、施設の複合化や統合等を進める際は、北広島市総合計画などまちづくり関連の計画と連携を図っていきます。

(11) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁的な資産状況の把握や本計画に沿った施設所管部門の役割や総合的かつ計画的なマネジメントについて考え方を共有します。

全庁的な公共施設等のマネジメントを推進するにあたっては、その前提となる保有資産の情報把握を的確に行う必要があります。

特に所管部署が異なる公共施設については、統一的で一体的な情報の管理が重要であることから、データベースの整備による情報の一元管理化を図ります。

また、施設性能や管理運営コスト、市民の利用状況などの多面的な情報に基づき施設の現状を分析・評価し、統一的な基準に基づくマネジメントを推進します。

「北広島市公共施設等総合管理計画」の推進は、長期にわたる取組になります。そのため、計画内容については、計画期間中であっても今後の財政状況や環境の変化に応じ必要な見直しを行い、継続的な取組を進めていきます。

また、市民に対しては、随時情報提供を行い、市全体での認識の共有に努めます。

5. 公共建築物の管理に関する方針

(1) 集会施設（公民館・地区センター・集会所等）

集会施設は、文化・学習など様々な活動の場として市内に 50 か所以上配置されていますが、多くの施設で老朽化が進んでいる一方、地域コミュニティの維持に不可欠な施設もあります。

地域のニーズや将来的な需要見込み等を踏まえ、他の施設との複合化や統合など、幅広い観点から適正配置を進めます。

(2) スポーツ施設（体育館・プール）

体育館については、利用者数増加に伴い使用頻度も増加しているため、指定管理者と協議しながら各施設の老朽化対策を進めていきます。

プールについては、現在活用しているプールの老朽化対策を進めるとともに、利用者の動向や学校授業での利用も踏まえ、長期的な視点で適正配置について検討します。

(3) 学校

学校施設・設備の計画的かつ効率的な整備や改修を進めるとともに、児童生徒がより良い教育環境や適正な集団規模の中で学ぶことができるよう多角的な視点から教育関連の整備の検討を進めます。

(4) 子育て支援施設（保育園・学童クラブ等）

子育て環境の充実を図るため、需要に応じた機能を確保するとともに、施設の老朽化度合い、将来的な需要見込み、周辺施設の配置状況等を踏まえ、複合化・多機能化も含めた適正配置のあり方を検討します。

なお、保育園については、老朽化が顕著であるため、建て替えを検討します。

(5) 行政系施設（庁舎等）

市役所庁舎の複合機能を活かした管理・運営により行政サービス水準の向上を図るほか、出張所の将来的な適正配置について検討します。

(6) 公営住宅

「北広島市公営住宅長寿命化計画」に基づき、必要な住宅ストックの確保のため、計画的に個別改修を行い、長寿命化及びライフサイクルコストの削減を図ります。

(7) その他の施設

計画的な修繕や管理運営等の改善などを進めるとともに、施設の状況を継続的に検証し、老朽化度合いや市民ニーズなどを踏まえ、総量の適正化を検討します。

6. インフラ施設の管理に関する方針

(1) 道路

道路の状態を的確に把握し、劣化度、重要度等に応じて計画的な修繕を行い、維持管理コストの縮減を図ります。

大型カルバートや門型標識は「北広島市大型カルバート長寿命化修繕計画」「北広島市門型標識長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全による長寿命化を行うことで、修繕や更新のライフサイクルコストの縮減を図ります。

(2) 橋りょう

「北広島市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、予防保全による長寿命化を行うことで、修繕や架替のライフサイクルコストの縮減を図ります。

(3) 上下水道

市民のライフラインとして重要な施設ですが、今後、老朽化に伴う大量更新が見込まれることから、「北広島市水道ビジョン・経営戦略」や「北広島市下水道ビジョン・経営戦略」等の各計画に基づき、耐震化や老朽施設の計画的な更新等を進めます。

(4) 公園

誰もが安心して利用できる空間として、機能保全や安全性の確保を図るため、「北広島市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改修を計画的に進めます。